

官公需適格組合に係る特例措置要領の概要について

○特例措置の目的

- ・官公需適格組合の受注機会の確保を図るため、格付における総合点数の算定方法について特例(点数の上乗せ) 措置を設ける。

○特例措置の対象

- ・中小企業等共同組合法に基づく事業協同組合であること。
- ・建設業の許可を受けている者
- ・中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者

○特例措置の対象業種

- ・建設業法に基づく 29 業種のうち、適格組合証明を受けた工種。

○特例措置の概要

1. 経営事項審査の点数(客観点数)

事業協同組合及び組合の構成員の経営事項審査の各項目について次のとおり算定する。

- ①完工高 : 組合+各構成員の和
- ②技術職員数及び元請完工高 : 組合+各構成員の和
- ③自己資本額及び利益額 : 組合+各構成員の和
- ④経営状況点数 : 組合+各構成員の平均値
- ⑤社会性 : 組合+各構成員の平均値

2. 県独自評価点数

組合のみ(構成員は除く) の実績及び状況について評価する。

○特例措置の申請期間及び有効期間

申請期間：定期申請、追加申請

有効期間：2年間(登録名簿の有効期間)

※通常の建設業者の場合と同様の取扱い